

令和6年4月1日

**「訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション」
重要事項説明書**

国際医療福祉大学塩谷病院 訪問リハビリテーション

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(栃木県指定 第0915210215号)

当事業所はご利用者に対して、訪問リハビリテーションサービス及び介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

- (1) 法人名 学校法人国際医療福祉大学
- (2) 法人所在地 栃木県大田原市北金丸 2600 番 1
- (3) 電話番号 0287-24-3000
- (4) 代表者氏名 理事長 高木 邦格
- (5) 設立年月 平成 7 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 訪問リハビリテーション事業所・平成 21 年 4 月 1 日指定 0915210215 号
介護予防訪問リハビリテーション事業所・平成 21 年 4 月 1 日指定
- (2) 事業の目的 介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する。
- (3) 主たる事業所の名称 国際医療福祉大学塩谷病院 訪問リハビリテーション
所在地・電話番号 栃木県矢板市富田 77 番地 しおや総合在宅ケアセンター内
0287-44-2788
- (4) 事業所長（管理者）氏名 佐藤 敦久
- (6) 当事業所の運営方針 利用者個別の心身状況を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。
事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的サービスの提供に努める。
- (7) 開設年月 令和 2 年 10 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域
矢板市

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日	但し、12/31～1/3 までを除く
受付時間	月～土曜日	8 時 30 分～17 時 30 分
サービス提供時間帯	月～土曜日	8 時 30 分～17 時 30 分

4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して、訪問リハビリテーションサービス及び介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(介護予防と兼務)

職種	配置数
1.管理者	1
2.医師	1
3.理学療法士・作業療法士 ・言語聴覚士	1以上

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。>

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについて、下記の場合があります。

(1) サービス内容 (約款第6条参照)

1. 健康状態のチェックと相談
2. 機能回復訓練 (筋力や体力の強化、関節可動域の改善など)
3. 起き上がりや歩行などの動作訓練
4. 身のまわりの動作(食事・トイレ・着替えなど)の訓練
5. 家事動作や余暇活動獲得の援助
6. 手すり・ベッド・車イスなど福祉用具や住宅改善の相談
7. ご家族(介護者)への介護指導
8. 寝たきりを防ぐための日常生活の指導
9. その他、在宅療養や介護サービスなどに関する相談

(2) サービス利用料金 (約款第7条参照)

当事業所では、訪問リハビリテーションを提供した場合、別添料金表のとおり、介護保険法に基づく本人負担を徴収致します。

(3) 交通費 (約款第7条参照)

以下の場合には、交通費(実費)をいただきます。

- ①矢板市内：無料
- ②さくら市・塩谷町・高根沢町：330円/往復
- ③上記以外の地域：550円/往復

※中山間地域等提供加算を算定する場合、交通費はいただきません。

(4) キャンセル料

ご利用予定のサービスをキャンセルする際には、すみやかに事業所までご連絡ください。サービス利用日の前日午後5時を過ぎてキャンセルされる場合は、予定されていたサービスの介護報酬の1割がキャンセル料としてかかりますのでご注意ください。

※緊急な入院等やむを得ない事由の場合は、キャンセル料は頂きません。

(5) 利用料金のお支払い方法 (約款第7条参照)

前記(2)、(3)(4)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、毎月8日前後に前月分

の請求書を発行し、その月の16日（土日祝日の場合、翌営業日）に金融機関口座より自動引落を致します。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

※お支払方法は、原則として、金融機関口座自動引落とさせていただきます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス内容の変更（約款第8条参照）

- 1.事業者は、サービス利用当日、利用者の都合により予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。
- 2.前項の場合に、事業者は所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

7. 苦情の受付について（約款第19条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

大久保 玲菜（理学療法士）

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

8：30～17：30

○電話番号 0287-44-2788

お受けしました苦情につきましては、事業所ならびに国際医療福祉大学塩谷病院内部のメディカルリスクマネジメント委員会に諮り、その結果を踏まえて対応させていただきます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

矢板市高齢対策課	所在地 栃木県矢板市本町5番4号 電話番号 0287(43)3896 受付時間 8：30～17：30
さくら市高齢課 介護保険係	所在地 栃木県さくら市氏家2771 電話番号 028(681)1155 受付時間 8：30～17：30
塩谷町高齢者支援課	所在地 栃木県塩谷郡塩谷町玉生741 電話番号 0287(47)5173 受付時間 8：30～17：15
栃木県国民健康保険団体 連合会	所在地 栃木県宇都宮市本町3番9号 栃木県本町合同ビル6階 電話番号 028(622)7242 受付時間 9：00～16：00
栃木県国運営適正化委員会	所在地 栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内 電話番号 028(622)2941 受付時間 9：00～16：00

(3) アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組 あり

(4) 第三者評価の実施 なし 結果の公表 なし

8. 守秘義務等について（約款第 11 条参照）

（1）事業者の守秘義務

事業者、サービス従事者又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご利用者及びご家族又は身元保証人等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

（2）個人情報の取り扱い

1 事業者は、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

2 前項にかかわらず、次の各号について個人情報の使用、提供、収集については、ご利用者及びご家族又は身元保証人からは、「国際医療福祉大学塩谷病院訪問リハビリテーション利用同意書」上で、その同意を得ます。

一 介護保険サービス利用のための市町村、その他サービス提供事業者への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関への療養情報の提供。

二 介護保険サービスの質の向上のために、学会、研究会等での事例研究発表等。
なおこの場合でも、ご利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

9. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行なう等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10. 事故発生時の対応方法について（約款第 3 章参照）

（1）利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

（2）利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

【市町村（保険者）の窓口】 矢板市役所 高齢対策課	所在地	栃木県矢板市本町 5-4
	電話番号	0287-43-3896
	受付時間	8:30～17:15（土日祝休み）

1 1. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	(しおや総合在宅ケアセンター統括・看護師長) 吉澤 二郎
-------------	------------------------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 2. 衛生管理等

事業所において感染症が発生、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 3. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行ないます。

1 4. その他

ペットをケージへ入れる、リードにつなぐ等のご協力をお願い致します。職員がペットに噛まれる等の事故が発生した場合、治療費等のご相談をさせて頂く場合がございます。